

書 評

ミランダ・デービス編 鈴木研一訳

「夫（恋人）からの暴力」調査研究会著

『世界の女性と暴力』

『ドメスティック・バイオレンス』

豊 福 裕 子

1993年ウィーン国連世界人権会議で採択されたウィーン人権宣言および行動計画を受けて、国連は同年12月「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択した。その前文において女性に対する暴力は女性が享受すべき人権および基本的自由を侵害する行為であることが明記され、さらに第一条では女性に対する暴力とは性に基づく暴力行為であり、公的生活だけでなく私的生活における暴力を含むこと、また身体的暴力のみならず、性的暴力、心理的暴力が含まれると定義されている。次いで1995年、北京で開催された第4回世界女性会議でも女性に対する暴力の問題は重要課題となった。

「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」第二条の分類によれば、a) 家庭内における暴力：殴打、女兒への性的虐待、ダウリー（持参金）に関連する暴力、夫婦間レイプ、女性の生殖器切除など伝統が強制する暴力など、b) 職場や学校など一般社会における暴力：レイプ、性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、女性の人身売買、強制売春など、c) 国家によって行なわれ、許される暴力など、女性に対する暴力は形態や頻度こそ違え世界中のあらゆる国や地域に共通してみられる現象であり、また現代社会における一時的な現象ではなく過去の歴史にも存在していただけに非常に根の深いものがある。

なかでもドメスティック・バイオレンス（夫・恋人からの暴力）は、子どもへの虐待と同様、家庭という私的な領域での問題として見過ごされがちで、長

い歴史があるにもかかわらず被害の実態がなかなか表面に出てこなかった。しかしながら「公的、私的を問わずあらゆる暴力は女性の人権侵害である」という視点からこの問題に取り組む動きがいま世界各地で始まっており、ドメスティック・バイオレンスをはじめ女性と暴力をテーマに扱った著作も多数出版されている。本稿ではそのなかから今年（1998年）邦訳の出たミランダ・デービス編『世界の女性と暴力』と「夫（恋人）からの暴力」調査研究会が著わした『ドメスティック・バイオレンス』の2冊を紹介したい。

まず、『世界の女性と暴力』のなかでミランダ・デービスは、女性に対する暴力の現状を国別・地域別に分けるのではなく、「ドメスティック・バイオレンス」「家庭の外（一般社会）での暴力」「健康とセクシュアリティ」「戦時下のレイプと拷問」等、項目別に世界中から報告を集め、各地域での問題への取り組みと戦略を紹介している。

編者は序文においてその包括性によって「問題の普遍的性格を浮き彫り」（p. 4）にしたいと編集の意図を述べているが、その意味では世界30数か国から寄せられた生々しい現状報告は、現代社会において暴力がまさに普遍的現象であることを立証しているといえるだろう。第1部「隠された問題—ドメスティック・バイオレンス」を例にとっても、国連の戦略資料にはじまり、パプア・ニューギニアからは妻の殴打と開発問題をめぐる考察、北アイルランドでのシェルター設置の取り組み、ブラジルにおける女性警察署の創設、インドよりサティ（夫を亡くした妻の殉死）、ダウリー死、性識別検査による女兒の妊娠中絶に対する告発など、情報源の違う一見あまり系統だっではないレポートを列挙することで、妻への暴力は世界的な広がりをもって発生していること、またその根底には共通項として女性を差別、抑圧してきた歴史および社会構造があることを浮び上がらず構図となっている。

さらに、妻への暴力の問題は第3部のテーマ「健康とセクシュアリティ」とも関わってくるなど、性質の異なる個々の報告が他の項目に分類された事例とも密接に重なる構成になっていることは、暴力というものがセクシュアリ

ティー、経済的搾取、民族問題、宗教や文化などの伝統的慣行と複雑にからみあっている実情を示唆していて興味深い。そこには項目別に分類することで「暴力が女性の生活の全側面にどれほど深い影響を及ぼしているか」(p. 5)を明らかにしたいという編者のもうひとつのねらいがみられる。

なお、本書で紹介されている世界各地で始まった取り組みはさまざまで、その切り口や戦略は民族や文化の違い、社会的・経済的条件によっておのずと異なり、抱える問題も一様ではない。また、発展途上国の側には欧米諸国のアプローチに対する疑問や批判もみられる。しかしながら、「問題はなかったのではない、隠されていたのだ」と声をあげ始めた女性たちによって芽ばえた流れは、いまは個別で小さなものであっても、やがては国境を越えた女性たちの連帯につながっていくであろう手ごたえ、力強さを感じさせるものがある。

『世界の女性と暴力』には残念ながら日本からの報告は収録されていないが、日本における取り組みに目を移すと、セクシュアル・ハラスメントが10年来の運動の結果、1999年には男女雇用機会均等法などの法律に規定されるとはいえ、大学をはじめとするアカデミックな機関では議論は始まったばかりである。またドメスティック・バイオレンスについては、総理府はようやく事態の深刻化を受けて、1999年度中に初めて全国規模で実態調査を行なうと発表した。この調査は全国で5,000人を対象に夫や親しいパートナーからの暴力被害について聞き取りを行なうもので、この調査を踏まえ、今後は国レベルで対策に乗り出すという。(1998年12月24日付毎日新聞記事) 1995年の北京世界女性会議で採択された「行動綱領」では、女性へのあらゆる暴力に対して各国政府の調査および対策が義務づけられているが、国際的にみても日本政府の対応はまだまだ遅れているといわざるをえない。

一方、この問題に関する民間で初めての全国規模の調査といえるのは、1992年7月～12月、女性に対する暴力をなくしたいと考える女性のソーシャルワーカー、婦人相談員、弁護士、研究者によって結成された「夫(恋人)からの暴力」調査研究会(以下、DV研)が行なったアンケート調査である。DV研では

計4,675票のアンケート用紙を配布し、計807名より回答を得た。(回収率17%) 夫・恋人からの暴力について回答したのは796名で、そのうち613名が暴力の被害を受けていると答えている。この調査では女性固有の経験や事象を明らかにして社会的関心と呼び起こし問題解決を行なうことを目的とする、フェミニスト・アクション・リサーチと呼ばれる手法が用いられているため、回答者は自発的な協力者に限られている。暴力の発生率など統計をとることを念頭においた無作為抽出(ランダム・サンプリング)によるものではないが、波田あい子氏は「被害実態をいち早く世に問うた画期的な」調査として、その質的データには高い評価を与えている。¹⁾

ちなみに1997年夏に東京都が実施した無作為抽出による調査では、6割がパートナーから何らかの暴力を受けたと回答し、また3人に1人の割合で身体的被害を受けていることが判明した。

DV研による調査結果は1993年9月の中間報告をへて、1995年4月調査報告書としてまとめられたが、次いで1998年春、調査結果を分析し、問題解決のための展望やビジョンを提言したのが次に取り上げる『ドメスティック・バイオレンス』である。

ここでいう「ドメスティック・バイオレンス」とは夫、恋人など親密な関係にある(あるいはあった)男性から女性への暴力を意味し、²⁾ アンケート調査の結果をもとに以下のようなドメスティック・バイオレンスの本質と実態が描き出されている(1章、2章)。

(1)加害者、被害者ともバックグラウンドは多様であり、暴力は決して個人的資質(性格が粗暴である、飲酒癖がある)の問題ではなく、また世間一般で思われているように特定の年齢層、教育レベル、経済状況において発生するとはいえない。(2)暴力というと「殴る」など身体に直接ふるわれる虐待をイメージしがちであるが、何らかの被害を受けたと答えた613名のうち大部分が複数の形態の暴力を受けているように、実際には「心理的暴力」(ことばによる暴力: 侮蔑、脅迫など)、「経済的暴力」(女性の就業や仕事の続行を妨害する、生活費

を渡さない)、「性的暴力」(女性の意志に反して性行為を強要する、避妊に協力しない)、「子どもを利用する暴力」、「社会的隔離」(通信を禁止したりして女性を孤立化させる)、「男性の特権をふりかざす行為」(女性を所有物扱いする、男女の性別役割を一方的に決めつける)など、さまざまな非身体的暴力が身体的暴力と不可分に一体となって女性に脅威を与えている。(3)暴力の発生には周期性(サイクル)がみられる。また生活を共にしている継続的な関係で発生するため虐待は一過性のものではなく、反復性があり、しかも次第にエスカレートしていく傾向がある。とりわけ、暴力を断ち切ろう(女性が別れよう)とした場合、暴力は執拗なものとなっていくという。(4)被害にあった女性の受けた身体的、精神的ダメージに関して周囲の意識や理解が足りず、逆に被害者の方に責任を負わしたり、問題の解決をせまったりするケースが多くみられ、レイプなど性暴力の被害者に対する周囲の対応(セカンド・レイプ)を想起させる。(5)家庭内における暴力行為は「法は家庭に入らず」(民事不介入)の名のもと、長い間法的措置、救済の枠外に放置されてきた。

これらはもちろん日本だけに限ったことではなく、前述の『世界の女性と暴力』に寄せられたドメスティック・バイオレンスに関する報告からも明らかのように、どこの国や地域の事例にもあてはまる現象である。一例として、オーストラリアの警察署(と推測される)での警官と女性の次のようなやりとりを引用してみよう。警官:「禁止命令を出さなければならないほどの証拠はないようだね。」[頭には血のにじんだ包帯を巻き、折れた片腕を布でつっている]女性:「彼に殺されるまで待ってというの?」(『世界の女性と暴力』、p. 441、イラスト)警察のドメスティック・バイオレンスに対する認識の度合いもどうやら万国共通であるようだ。

他人との関係では法的にも社会的にも許されないはずの暴力行為が、なぜ夫婦あるいは恋人との関係では問題にされないのか。そこには、性的関係をもった女性(妻・恋人)を男性の所有物、従属物とみなす意識が働いていることは容易に推察できるだろう。アンケート調査に寄せられた回答からみえてくるの

は、男性はその身体的、経済的、社会的に優位な立場を背景に、女性を支配する手段として暴力を利用している構図である。パプア・ニューギニアでは開発政策が推進され、女性が社会進出するなど社会のしくみが大きく変化し、男性の既得権が揺らいでくると男性のストレスが増加し、暴力が激化するとの報告もある（『世界の女性と暴力』、pp. 45-46）。

男女の私的な関係といっても、その男女が属し現実に生活している社会のしくみや構造とまったく無関係ではありえない。男性の暴力行為を正当化しているのが、それを容認する日本社会の構造であるといえるだろう。DV 研はドメスティック・バイオレンスを生み出し、助長していく日本社会の構造として以下の2点を挙げている（3章）。

第一は、女性には選択肢がないこと——日本の社会は女性に自己決定権を保障しない構造になっていることである。たとえば男女の賃金格差（女性は男性の約6割）は女性の経済的自立を困難にしている。男性により多くの権限、資力、チャンスが配分されている社会では、大多数の女性は夫が働き妻子を養うとする性別分業家族に吸収されていき、家庭内で家事、育児、介護などを無償で負担することになる。不平等な性別役割規定を維持、強化していくのが暴力であり、暴力もまた性別役割規定によって正当化されていく。さらに DV 研は世帯単位主義をとっている現行の税制、社会保障制度が、女性の働き方を規制し自立を阻む要因となっていると指摘している。

第二は、「結婚」という制度が男性の暴力が法的、社会的に許される場を提供していることである。「婚姻届はとりもなおさず、夫に対する「強姦許可証」であり、妻に対する「性的自己決定権放棄命令書」である」（p. 130）という表現は極端かもしれないが、結婚生活のなかでのレイプを否定し、夫には性行為の強要を権利として認める男性中心主義の司法解釈のもとでは、現実には暴力的性行為さえ正当化されてしまうという結果を招いている。女性の性的自己決定権という視点からみても、夫といえども他人なのであるから性行為を強要することはできないはずであるが、暴力的な性行為の結果は女性の心身に直接はね

かえってくる（望まぬ妊娠、中絶）にもかかわらず、現行の司法解釈や社会通念では婚姻関係において女性は「NO」という権利を認められていない。このように夫婦間ではレイプが犯罪として成立しにくい状況は、さらには男性の側に女性に対する暴力は殺人に至らなければ容認されているという錯覚、誤解を生む、と分析されている。また、結婚制度を通じて不平等な性別役割規定にもとづく家族形態は固定化され、次代へとひきつがれていくが、それと同時に暴力的な人間関係も親から子どもに継承されていく。

妻の権利、経済的利益を保証すると一般に信じられている法的結婚が、女性に対する人権侵害の温床となる危険性をはらんでいるというDV研の分析、主張に対しては、疑問やとまどいもあるだろうが、人権侵害を生み出す本質的な構造により一歩迫ろうとしているその姿勢を評価したい。

DV研は続いて被害者に対する警察、裁判所、行政の不十分な対応や現在の援助システムの問題点について言及し（4章）、問題の解決にあたってはドメスティック・バイオレンスを生み出す構造を崩すことが急務であること、そのためには女性の経済的自立を可能とすることをはじめとして、政治・経済・社会・教育などあらゆる分野を視野に入れた変革のための総合的ビジョンの必要性を繰り返し強調している（5章）。

『世界の女性と暴力』および『ドメスティック・バイオレンス』の両書は、暴力の被害実態を暴露するだけにとどまらず、暴力を生み出す構造にまで踏み込み、さらに問題解決のための戦略や総合的ビジョンを紹介、提示しようところみている点で共通している。

暴力を構造的に生み出している男性優位社会の構成要素が社会のあらゆる局面に及び、加害者はもとより被害者さえその存在を意識しないほど差別や暴力が日常生活のなかに浸透しているとき、社会の認識の枠組みや通念を変えていくことは非常に困難な作業であり、その過程でさまざまな抵抗を受けることが予想される。たとえば、女性も男性に対してことばなどによる暴力をふるっているという反論もあるだろうし、暴力に甘んじているとして女性の側の意識の

低さを責める声も聞かれるだろう。たしかに加害者＝男性、被害者＝女性という図式はあまりに短絡的であるが、だからといって、経済的、社会的にも優位な立場にあり、体力的には圧倒的にまさっている男性から実際に暴力をふるわれた場合に女性が心身共に被るダメージの深さ、暴力を体験した女性が抱くであろう暴力を再びふるわれることへの不安、恐怖を過小評価したり、暴力の加害者を免責してよいという理由にはならないだろう。

「セクシュアル・ハラスメント」や「ストーカー」に対してもかつては大多数の人が「人権侵害にあたる」、「犯罪である」という明確な認識をもっていなかった。「ドメスティック・バイオレンス」についてはまだ時間はかかるかもしれないが、「シェルター」の設置、充実、あるいは被害体験女性による自助組織「サポート・グループ」の確立などの被害者救済の取り組みとともに、「公的・私的を問わず女性に対する暴力は人権の侵害であり、犯罪である」という認識を男性、女性の双方に浸透させていくことが必須となる。そのためには、まず被害を受けた女性たちと彼女たちをサポートするグループのメンバーが自らの体験や取り組みを語ることで被害の実態をげに、問題を提起していくことがどうしても欠かせないステップとなるのである。

最後に日本にはまだなじみの薄い概念だが、『世界の女性と暴力』で取り上げられていた「偏見による憎悪の犯罪」としての女性への暴力にふれておきたい(pp. 366-388)。

1990年モントリオール(カナダ)の大学で技術系の女子大生14人が同校出身の男性教員に射殺されるという事件が起きた。犯人の狂気に原因を帰す説もあるが、この事件は特定の民族や人種、国籍、階層、宗教的信条、性的特性(ホモ・セクシュアルなど)などに対する敵意にもとづく暴力行為であるのと同じく、女性全体—この場合は科学というこれまで男性の聖域とされてきた分野に入り込んできた女性たち全体—を威嚇して屈服させることを意図した犯罪と解釈することができる。このように特定のコミュニティの成員を対象とした「偏見と憎悪の犯罪」という概念に性による視点を加えれば、いままで被害

者個人の問題としてすり替えられる傾向にあった女性に対する暴力を、より明確に構造的な問題として顕在化させる一助になるのではないだろうか。

(『世界の女性と暴力』、明石書店、1998年4月、472頁、5,000円 / 『ドメスティック・バイオレンス』[新装版]、有斐閣、1998年5月、230頁、1,500円)

[注]

- 1) 波田あい子・平川和子編『シェルター—女が暴力から逃れるために』、青木書店、1998年、pp. 79-80
- 2) 「ドメスティック・バイオレンス」を直訳すると「家庭内暴力」となるが、日本では「家庭内暴力」が子どもから親に対してふるわれた暴力をさして使用された時期がある。一方、欧米では1970年代に始まった「殴られた女たちの運動」(=The Battered Women's Movement)に端を発して、「夫、内縁の夫、別居中の夫、前夫、つきあっている(あるいはつきあっていた)男性」など親密な関係にある男女間の暴力を意味することとなった。このような歴史的経緯の違いを考慮して、DV研ではあえて訳語をあてず日本の女性がみずからの体験と語りのなかでことばを選択するまで、「ドメスティック・バイオレンス」と使い、説明的に「夫・恋人からの暴力」を用いている。また本書では婚姻、婚約、恋愛関係などをまとめて「親密な」関係とよび、現実にはその親密さとは裏腹な「暴力」がふるわれているという意味で「親密な」を「 」でくって表記している。なお、ドメスティック・バイオレンスは広義には女性、子ども、高齢者、障害者など家庭内弱者への暴力としてとらえられる場合もある。

[参考文献]

- 内藤和美「女性・家族・暴力」、井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編『日本のフェミニズム6 セクシュアリティ』所収、岩波書店、1995年
- 波田あい子・平川和子編『シェルター—女が暴力から逃れるために』、青木書店、1998年
- バビオー、シャーマン・L『女性への暴力—アメリカの文化人類学者のみた日本の家庭内暴力と人身売買』、明石書店、1996年
- 吉廣紀代子『殴る夫 逃げられない妻』、青木書店、1997年
- 渡辺和子編著『女性・暴力・人権』、学陽書房、1994年